

議案第 6 号

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。